

水源環境保全・再生かながわ県民会議の公開等の扱いについて（案）

県の附属機関、協議会等の会議は、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の規定により、原則公開としており、同要綱の規定に則り、会議及び会議記録の公開等の取扱について、次のとおりとする。

1 会議の公開・非公開

会議は、原則として公開とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、会議に諮って、非公開にすることができる。

- ① 神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項について審議する場合。（個人に関する情報や特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報等）
- ② 会議の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 公開の方法等

別紙傍聴要領（案）のとおり。

3 開催予定の公表

会議の開催は、事前に県のホームページで開催予定を公表する。

4 傍聴者への提供資料

傍聴者には、会議当日の資料（大量である場合等、資料を提供することが困難な場合には、協議事項がわかる資料等）を提供する。

5 会議記録

会議記録は、委員の氏名を記載した発言記録とし、事務局が作成する会議記録案を出席委員が確認したのち、県のホームページで公開する。

6 専門委員会への準用

水源環境保全・再生かながわ県民会議の公開等の扱いは、専門委員会に準用する。

水源環境保全・再生かながわ県民会議 傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の決定等）

第3条 一般席の定員は、座長が、会議の都度、会議室の定員等を考慮して定める。

2 県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

（傍聴席に入場することができない者）

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に座長の許可を得た場合は、この限りでない。

（秩序の維持）

第7条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

（専門委員会への準用）

第8条 第2条から前条までの規定は、県民会議の専門委員会について準用する。この場合において、「県民会議」とあるのは、「専門委員会」と、「座長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年 月 日から施行する。

附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇話会・協議会等の適正な設置と円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4第3項の規定により附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）に基づき設置するもの及び法律により設置が義務付けられ設置するものをいう。

2 この要綱において「懇話会・協議会等」とは、法律又は条例の規定に基づかず、有識者等の意見を聴取し、県行政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置するものをいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の所掌事務は、設置目的を踏まえて広い視野からの審議等ができるよう適切な範囲のものとする。
- (2) 附属機関の委員（以下「委員」という。）の数は、20人以内とする。ただし、委員の数が法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがあるなど特別の事情があると認められる場合には、この限りでない。

(附属機関の委員の任命)

第4条 委員の任命は、設置目的に応じて、県民の幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正性の確保等を図るため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任するものとする。
- (2) 女性委員の登用については、「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱」（平成3年4月15日付け県民部長通知）によるものとする。
- (3) 審議等の項目が市町村に関連するものにあっては、市町村職員（首長を含む。）を委員に任命するよう努めるものとする。
- (4) 委員には、県職員を任命しないものとする。ただし、法令又は条例等（規則、告示を含む。以下同じ。）に定めがあるなど特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。
- (5) 高齢者を委員に任命する場合には、委員がその責務を十分果たし得るか、十分考慮するものとする。
- (6) 委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないこととする。

(7) 複数の附属機関において同一人を重複して委員に任命しようとする場合は、4機関までとする。

(8) 県民参加の促進や新しい人材の活用の観点から、必要に応じて委員の公募に努めるものとする。

2 前項第6号及び第7号の規定は、委員に任命しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1) 市町村の首長、県議会議員、当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者である場合。

(2) 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合。

(附属機関の運営)

第5条 附属機関の運営に当たっては、効果的、効率的に行い、次の事項に留意するものとする。

(1) 会議の開催は、必要最小限にとどめる。

(2) 会議の資料は、原則として、開催前に配付する。

(3) 審議経過等が明確となるよう議事録を作成する。

(会議及び議事録の公開)

第6条 附属機関の会議及び議事録は、原則として公開とする。

(会議の公開)

第7条 附属機関の会議は、法令等の規定により会議が非公開とされている場合を除き、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の決定により、会議を公開しないことができる。

(1) 神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号。以下「情報公開条例」という。）第5条各号に該当する事項について審議等を行う場合。

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合。

(会議の非公開の決定)

第7条の2 附属機関の会議の非公開の決定は、前条の規定に基づき、当該附属機関が行うものとする。

2 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第7条の3 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 附属機関は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- 3 附属機関は、会議の傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとし、提供できない場合は審議事項がわかる資料を提供する。
- 4 附属機関は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定めるものとする。

(会議開催の周知)

第7条の4 附属機関は、当該会議を開催する日の1週間前までに、「審議会等の会議開催予定」(様式1)(HP掲載用様式1)を県政情報センター及び議会図書室に配架するとともに、県のホームページに掲載するものとする。また、他の適切な方法により県民及び報道機関に対する周知に努めるものとする。ただし、年度を通じて会議を非公開とすることを決定した場合のほか、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

(審議結果等の公開)

第8条 附属機関は、会議の公開、非公開に関わらず、会議の終了後、翌日(閉庁日の場合はその次の日)までに「審議速報」(様式2)(HP掲載用様式2)を、3週間を目途に「審議結果」(様式3)(HP掲載用様式3)を県政情報センター及び議会図書室に配架するとともに、県のホームページに掲載するものとする。

- 2 前項の「審議結果」には、第5条に規定する議事録を掲載することとするが、第7条の各号に掲げる事項を含む場合で会議が非公開とされた場合等においては、当該附属機関の決定により、議事録を要約して掲載することができるものとし、その場合は、「審議結果」に要約した理由を明示するものとする。
- 3 附属機関は、会議当日の資料について、その内容が情報公開条例第5条各号に該当する場合を除き、閲覧に供するなど情報提供に努めるものとする。
- 4 様式2、3及び会議資料の情報提供期間は、会議を行った日が属する年度及びその翌年度とする。
- 5 附属機関は、毎年4月1日現在における附属機関の名称、設置根拠及び所掌事務等を説明する資料として、同月15日までに「附属機関等の概要」(様式4-1)を県政情報センター及び議会図書室に配架するとともに、「附属機関等の概要」(様式4-2)(HP掲載用様式4-2)を県のホームページに掲載するものとする。
- 6 年度途中に新たに附属機関を設置した場合、前項により配架、掲載した内容に変更があった場合は、新たに様式4-1、4-2(HP掲載用様式4-2)を作成し、速やかに配架、掲載するものとする。

7 各様式及び会議資料の情報提供にあたっては、情報公開条例第5条各号に該当する事項の取扱いに十分留意することとし、個人情報（氏名、職業、地位、会議の出欠、会長等の別、議事録）については、県のホームページで提供する方法及び内容について事前に本人の了承を得なければならないものとする。

(附属機関の設置等の見直し)

第9条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等で対応可能なもの
- (5) 設置目的、所掌事務及び構成員が他の附属機関と類似又は重複しているもの
- (6) 行政の総合性、効率性の確保の見地から統合が望ましいもの

2 法令により設置が義務付けられている附属機関であつて、前項各号のいずれかに該当するものについては、国に対しその改善を要請するものとする。

(懇話会・協議会等の設置)

第10条 懇話会・協議会等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 懇話会・協議会等の適切な運営を図るため、要綱等には、設置目的、協議事項、設置期限並びに構成員の数、選任区分、任期を明らかにするものとする。
- (2) 懇話会・協議会等の構成員（以下「構成員」という。）の数は、15人以内とする。
ただし、幅広く各界の意見を求める必要があるなど特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 懇話会・協議会等の名称には、審議会、審査会又は調査会との表現を用いないものとする。

(懇話会・協議会等の構成員の選任等)

第11条 懇話会・協議会等の構成員の選任及び運営等に当たっては、第4条から第8条までの規定を準用するものとする。

2 懇話会・協議会等の見直しに当たっては、第9条第1項を準用する。

(全庁的調整)

第12条 各部局総務課長は、部局の附属機関及び懇話会・協議会等の設置及び運営に関し、次の事項の調整を行うものとする。

- (1) 設置、廃止及び統合に関するこ。
- (2) 委員の任命及び構成員の選任に関するこ。

- 2 各所管室課長は、委員の任命について、部局総務課長に合議のうえ、第3条第2号ただし書並びに第4条第1項第4号ただし書及び第2項第2号に該当する場合には人事課長に、構成員の選任について、第11条において準用する第4条第1項第4号ただし書及び第2項第2号並びに第10条第2号ただし書に該当する場合には 行政システム改革推進課長に、それぞれ合議するものとする。
- 3 各所管室課長は、新たに懇話会・協議会等を設置する場合については、部局総務課長及び行政システム改革推進課長に合議するものとする。
- 4 各部局総務課長は、新たに附属機関及び懇話会・協議会等を設置する場合、また委員の改選があった場合は、その都度、附属機関については人事課長に、懇話会・協議会等の構成員については行政システム改革推進課長に、様式5により名簿を提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年9月5日から施行する。

(通知の廃止)

- 2 この要綱の施行に伴い、昭和58年2月4日付け行第7号総務部長通知については、これを廃止する。

(経過措置)

- 3 第4条の適用については（第8条において準用する場合を含む。）、附属機関及び懇話会・協議会等の委員・構成員の次期改選期から適用するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行に伴い、「附属機関の会議等の公開に関する指針」は、廃止する。